



令和 2 年 7 月 3 1 日
内閣府（防災担当）

令和 2 年 7 月豪雨による災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について（鹿児島県）

1. 令和 2 年 7 月豪雨による災害について、鹿児島県から、住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
2. 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じて基礎支援金が、住宅の再建方法に応じて加算支援金が、公益財団法人都道府県センターから支給される。

該当区域	発生日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全 壊	半 壊	床上浸水
鹿屋市 (かのやし)	7 月 4 日	第 1 条第 2 号	10 以上	—	—
垂水市 (たるみずし)	7 月 4 日	第 1 条第 6 号	2 以上	—	—

注：上記の数値は令和 2 年 7 月 3 1 日（金）12 時 00 分現在の鹿児島県からの報告による。
同数値は今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第 18 条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給する制度であり、その 1/2 については国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第 1 条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 2 号（10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害）及び第 1 条第 6 号（同条第 3 号又は第 4 号に規定する都道府県（※）が 2 以上ある場合における市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により 5（人口 5 万人未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したもの）に該当することによる。

◆ 垂水市の人口は 15,520 人（平成 27 年国勢調査による。）であり、人口 50,000 人未満であることから、全壊 2 世帯以上で第 6 号に該当。

※令和 2 年 7 月豪雨による災害では、熊本県、福岡県、大分県が該当。

（鹿児島県においても同時発表。）

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

浅川、大竹、成山

TEL 03-5253-2111（内線 51279）

03-3503-9394（直通）